

平成 18 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京農工大学

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
認証評価結果	5
基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 教育の成果	27
基準7 学生支援等	29
基準8 施設・設備	32
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	34
基準10 財務	37
基準11 管理運営	39
意見の申立て及びその対応	42
<参 考>	43
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	45
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	46
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	48

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

18年7月	書面調査の実施 評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理及び訪問調査での確認事項の決定）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
19年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成19年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会委員

相澤益男	東京工業大学長
赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長・理事長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
外村彰	株式会社日立製作所フェロー
榎崎憲二	読売新聞東京本社編集局次長
ハシムゲンマツ	南山大学長
福田康一郎	千葉大学教授
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	愛知芸術文化センター総長
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	筑波大学教授
吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

は委員長、 は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
福 田 康一郎	千葉大学教授
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	愛知芸術文化センター総長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	筑波大学教授

は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第5部会)

鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
喜 田 宏	北海道大学教授
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
首 藤 惠	早稲田大学教授
仙 石 正 和	新潟大学工学部長
武 田 和 義	岡山大学資源生物科学研究所長
山 内 芳 文	筑波大学教授
吉 川 誠 一	株式会社富士通研究所常務取締役

は部会長、 は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
和 田 義 博	公認会計士、税理士

は部会長、 は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「 認証評価結果 」

「 認証評価結果 」では、「 基準ごとの評価 」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、一つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「 基準ごとの評価 」

「 基準ごとの評価 」では、基準 1 から基準 11 において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「 意見の申立て及びその対応 」

「 意見の申立て及びその対応 」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。

(4) 「 参考 」

「 参考 」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴 」、「 目的 」、「 自己評価の概要 」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 18 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

認証評価結果

東京農工大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

大学の基本理念が「MORE SENSE（使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全学的努力として -）」と表現されているとともに、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズを掲げているなど、大学の目的の周知を図る取組が積極的に行われている。

全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センターが設置されている。

大学の知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センターが設置されている。

テニュア・トラック制度の導入、男女共同参画推進室の設置及び「男女共同参画推進ポリシー」の作成など、若手研究者の育成や男女共同参画の推進が積極的に行われている。

農学部では、農場・演習林等を活用した各種フィールドワーク型授業、工学部では、ものづくりの実験・実習が展開されている。

文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の研究内容は、「COE 特別講義」、「COE 国際コミュニケーション」の授業に反映されている。

技術経営研究科では、3～4 回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進める方式がとられている。

平成 17 年度に「ビデオ教材による技術リスク教育の高度化」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択されている。また、平成 18 年度に「MOT 協議会における教育推進プログラム」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択されている。

定例 FD セミナー、新任教員のためのセミナー及びベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会の開催など、大学教育センターを中心に学内の FD 活動が活発に行われている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、国立大学法人東京農工大学学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、真理と平和を希求する教養豊かな人材を育成するとともに、社会・環境と調和した科学技術の進展に寄与し、教育研究の推進を通じて人類の生存と繁栄、美しい地球の持続及び文化の進展に貢献することをその目的及び使命とする。」と定められている。

また、平成 13 年度には、大学の基本理念において「従来の農学と工学の 2 つの科学技術系領域を基本とし、産業技術とそれに関連する諸分野を対象とした教育・研究を推進し、それを通じて、人類の生存・繁栄と美しい地球の持続を実現する」と定められ、それは「MORE SENSE : Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth (使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全学的努力として -)」と表現されている。この基本理念は、大学ウェブサイトに掲載されているほか、東京農工大学憲章、中期目標、大学概要及び学生便覧等に記載されている。

さらに、大学の目的をより具体的にするため、各学部・学府等において教育目的・教育目標が定められているとともに、各学科・専攻ごとに教育目的・養成する人材像等が定められている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第 1 条及び基本理念に定められている。また、学部の目的については、学則第 82 条において「本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。」と定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、学則第 44 条の 2 において「本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。」と定められている。

また、学則には、修士課程の目的が「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」(第45条)と定められ、博士課程の目的が「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。」(第46条)と定められている。さらに、専門職学位課程の目的が「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」(第46条の2)と定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

教職員には、大学の基本理念が記載されている『東京農工大学概要』が配布されている。また、学生には、大学の基本理念等が記載されている『学生便覧』及び『履修案内』が新入生オリエンテーションの際に配布されている。これらは、大学ウェブサイトにおいても閲覧できるようになっている。

さらに、平成17年度からの「UP農工大」プロジェクトの一環として、基本理念の内容を表現した「MORE SENSE」を活かしたロゴタイプ、スローガンの募集活動が全学的に展開されている。また、平成18年度からは、循環型社会の構築に貢献する姿勢をより明確に示すため、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズが掲げられている。これらの取組も構成員に対する目的の周知に寄与している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念及び各学部・学府の教育目的等は、大学ウェブサイトに掲載されている。また、これらの目的が記載された『大学案内』が、農学部及び工学部で年2回実施されている大学説明会において受験生に配布されているほか、オープンキャンパス等においても高校生及び保護者等に配布されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学の基本理念が「MORE SENSE(使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力として-)」と表現されているとともに、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズを掲げているなど、大学の目的の周知を図る取組が積極的に行われている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 1 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程は、農学部及び工学部の2学部から構成されている。

また、農学と工学の2分野及びその融合分野における多様で広範な専門的知識が身に付けられるように、農学部には生物生産学科、応用生物科学科、環境資源科学科、地域生態システム学科及び獣医学科の5学科、工学部に生命工学科、応用分子化学科、有機材料化学科、化学システム工学科、機械システム工学科、物理システム工学科、電気電子工学科及び情報工学科の8学科が、各学部の教育目的・教育目標に沿って設置されている。

農学部では、農学府（修士課程）でより多様で専門的な専攻に接続されている。また、工学部では、化学系の学科が工学府（博士前期課程）で一つの専攻に接続されており、それぞれ特徴がある。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 1 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 1 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育については、その円滑な開講・実施のため、大学教育委員会、大学教育センター等が担当教員の配置、教育内容に関する調整等を行い、全教員がいずれかの教養科目に登録する「全学出動体制」により実施されている。

この全学出動体制では、各科目区分（人文社会科学科目、自然科学科目（数学）等）の関連科目を主として担当する教員群を配置している学科を実施責任学科に充てるとともに、両学部の連携を図るため、他方の学部に連絡調整学科が設けられ、教養教育の実施責任を明確にしている。なお、基礎ゼミ及び総合科目については、各学部・学科が責任を持って実施することになっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 1 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程では、学生のみが所属する教育組織である農学府、工学府及び生物システム応用科学府に加え、連合農学研究科、技術経営研究科及び岐阜大学大学院連合獣医学研究科が設置されている。

農学府、工学府及び連合農学研究科は、密接に学部及びそれぞれの学科と連携している一方、農学及び工学の融合分野の教育を目指す生物システム応用科学府、MOT（技術経営）の専門職大学院として技術経営研究科があり、農学、工学及びそれらの融合分野における多様な教育研究分野について、高度な教育研究の指導が実施できる構成となっている。

農学府では、有機的な教育研究分野の組み合わせに基づき、多様な専攻が設置されている。また工学府では、化学系の学科を融合した応用化学専攻（博士前期課程）、博士前期課程の電気・電子及び情報系を融合した電子情報工学専攻（博士後期課程）が設置されており、それぞれ特徴がある。

これらのことから、学府・研究科及びそれぞれの専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成 16 年度の再編及びその後の改組により、従来の教育研究組織は教育組織と研究組織に分離され、また、研究組織については、当該大学のすべての研究分野が 2 拠点及び 8 部門に編成され、これらの拠点・部門から構成される「共生科学技術研究院」が単一の研究組織として設置されている。

ほとんどの教員は、共生科学技術研究院に所属し、教育組織である各学部・学府等を兼務する形をとっている。

共生科学技術研究院の設置により、農学、工学、理学及び人文社会科学を横断した広い視野からの共同研究を促進しているほか、学生のみが所属する教育組織である各学部・学府においては、専攻等の枠組みを超えた教員の「全学出動体制」により、柔軟かつ多様な教育課程の編成を円滑にしている。

これらのことから、研究科及び専攻以外の基本的組織である共生科学技術研究院の構成は、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的を達成するため、全学的なセンター・施設として、全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センター、知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センター、図書館、保健管理センター、遺伝子組換え技術の習得等が可能な遺伝子実験施設、分析・計測機器等を集中させた機器分析センター、留学生センター、IT 基盤の整備・管理運用等を行う総合情報メディアセンターが設置されている。

これらのことから、センター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

国立大学法人法の定めるところにより、教育研究に係る重要事項を審議する組織として教育研究評議会が設置されている。また、各部局においては、教育研究評議会からの委任事項及び当該部局の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会及び運営委員会が設置されている。

これらの教育研究評議会、教授会及び運営委員会には、運営規程等が整備されており、教員選考、学生の入退学及び卒業認定等の教育活動に係る重要事項の審議が行われている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的立場から教育課程や教育方法等を検討するため、全学計画評価委員会の教育部会の下に大学教育委員会等が設置されている。大学教育委員会は、全学的な教育課程等に関する事項を所掌しており、平成16年度には、大学教育委員会の下に教養教育運営小委員会、教職課程小委員会及びe-ラーニング推進小委員会が設置され、それぞれ教育課程や教育方法等に関する専門的な事項を所掌している（なお、教養教育運営小委員会等の一部は、平成18年度から大学教育委員会に統合されている）。

また、各部局には、教育委員会及び学務委員会等の教育課程等に関する事項を検討する委員会が設置されている。

これらの大学教育委員会等の各種委員会は、所要の回数が開催され、それぞれが所掌する事項について実質的な検討が行われている。

なお、平成18年度の新カリキュラムの検討に当たっては、大学教育委員会等において審議する前に、教育研究評議会の下に設置された教育改革検討委員会が従前のカリキュラムの課題等の抽出・分析を行い、新カリキュラムの基本設計を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センターが設置されている。

大学の知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センターが設置されている。

<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。</p> <p>3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</p>

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>3-1- 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p>
--

教育研究評議会における審議を踏まえ、平成16年度に「教育職員人事に関する基本方針」及び「全学採用計画」が決定され、各部局では、本方針等に基づき、選考方針及び採用計画を策定している。

各教員は、これらの方針等に沿って計画的に採用・配置され、教員組織が編成されている。また、平成15年度からの「教育力・研究力向上のための全学的措置」により、全学から21人の教員枠が確保され、平成17年度までに13人の教員が農学部の獣医学科、大学教育センター及び技術経営研究科(専門職大学院)に配置されている。

ほとんどの教員は、単一の研究組織である「共生科学技術研究院」に所属し、教育組織である各学部・学府等を兼務する形をとっている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

<p>3-1- 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。</p>

教員については、大学の目的に基づいた「教育職員人事に関する基本方針」、「全学採用計画」及び各部局の選考方針等に沿って、適切な採用と昇任が実施され、各学部・学府等の授業を担当している。また、非常勤講師については、「非常勤講師時間数の取り扱いについて」等に基づき、必要に応じて採用され、各学部・学府等の授業を担当している。

各学部に配置されている教員は、農学部が291人(常勤128人、非常勤講師163人)、工学部が421人(常勤186人、非常勤講師235人)となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

<p>3-1- 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。</p>
--

各学部の専任教員は、農学部が128人(教授59人、助教授51人、講師8人、助手10人)、工学部が186人(教授76人、助教授56人、講師10人、助手44人)となっている。

農学部の獣医学科では、主要科目55科目のうち、12科目が非常勤講師の担当となっているが、ほかの12学科では、主要科目のほとんどが専任教員の担当となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

各学府及び研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、農学府（修士課程）が106人（研究指導教員101人、研究指導補助教員5人）、工学府（博士前期課程）が145人（研究指導教員99人、研究指導補助教員46人）、工学府（博士後期課程）が138人（研究指導教員98人、研究指導補助教員40人）、生物システム応用科学府（博士前期・後期課程）が23人（研究指導教員18人、研究指導補助教員5人）、連合農学研究科が225人（研究指導教員160人、研究指導補助教員65人）となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

技術経営研究科の専任教員数は、16人（教授13人、助教授3人）となっている。そのうち、実務家教員は8人となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

公募制を活用するとともに、任期制を徐々に拡充している。民間企業等の経験者も採用され、各学部・学府等に配置されている。また、若手研究者の自立を支援するため、一定期間の間に研究者としての資質・能力等が高いと認められた場合には、その期間後もポストが与えられるテニュア・トラック制度が平成18年度から導入されている。当該大学のテニュア・トラック制度は、平成18年度に22人の若手研究者を国際公募で採用する計画となっており、訪問調査時において、そのうち10人が採用・配置されていることを確認している。

女性教員については、男性教員との比率が低い状況ではあるが、学内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を設置するとともに、「男女共同参画推進ポリシー」を作成しているなど積極的な取組が見られる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の基準は、「国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程」及び各部局の選考・資格審査に係る規程等に明確に定められている。これらの規程等に従って、各部局の教授会及び運営委員会において採用及び昇任の審査が実施されており、また、書類選考だけでなく、模擬授業等を実施するなど教育研究上の指導能力の評価が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

大学の中期目標・中期計画及び自己点検・評価等に係る事項を一元的に所掌する組織として、全学計画評価委員会及び全学自己点検・評価小委員会が設置され、その活動の一環として教員の教育研究等の多面的な活動を定期的に評価する体制の検討等が行われている。

また、大学教育センターでは、教員及び学生への授業評価アンケートを実施しているほか、「成績評価・期末試験実施報告」の結果に基づき、成績評価の分析・チェックを行っている。

工学府においては、教育方法等の改善のために、平成 11 年度から授業方法等が優秀な教員を表彰するベスト・ティーチャー表彰制度が実施されている。また、生物システム応用科学府においても、同様の表彰制度が平成 18 年度から実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学の自己評価書に示されている代表的な事例によると、各教員の研究活動及び主な研究業績等と担当している授業科目の内容には関連性が見られることから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学の教育活動を支援するために、事務職員及び技術職員が各部局及び各センター等に適切に配置されている。また、実験の準備・指導等の教育補助のため、平成 17 年度には、大学院課程の学生 764 人がTAとして採用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成 15 年度からの「教育力・研究力向上のための全学的措置」によって、全学から 21 人の教員枠が確保され、平成 17 年度までに 13 人の教員が戦略的に配置されている。

テニユア・トラック制度の導入、男女共同参画推進室の設置及び「男女共同参画推進ポリシー」の作成など、若手研究者の育成や男女共同参画の推進が積極的に行われている。

工学府及び生物システム応用科学府では、授業方法等が優秀な教員を表彰するベスト・ティーチャー表彰制度が実施されている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程のアドミッション・ポリシーについては、学部共通で「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを目指す学生を国内外から広く受け入れます。」と定められ、さらに学部ごとに定められている。

また、大学院課程のアドミッション・ポリシーについても、大学院共通で「高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れます。」と定められ、さらに学府・研究科ごとに定められている。

これらのアドミッション・ポリシーは、大学ウェブサイト及び学生募集要項等に掲載されるとともに、オープンキャンパス及び学部説明会等において、高校生及び保護者等に対する周知が図られている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、大学入試センター試験で理科2科目、数学2科目を課すなどアドミッション・ポリシーに定められている「自然や科学技術に関心を持つ学生」を受け入れようとしている。また、国際性に配慮するため、一般選抜の個別学力検査において英語が設けられ、農学部（前期日程）と工学部では必須科目となっている。

さらに、一般選抜（後期日程）の個別学力検査において、工学部では、解答の正誤だけでなく、解答を導く過程も評価する総合科目が置かれており、農学部では、外国語（英語）に代えて小論文を選択できるように配慮されているなど、各学部のアドミッション・ポリシーに適合した多様な学生を受け入れようとしている。

大学院課程についても、農学府において筆記試験（外国語、専門科目）のほか、研究計画に関する口述試験の実施、技術経営研究科（専門職大学院）において「技術経営」に関する小論文・口述試験による選抜方法の採用など、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れようとしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生の受入方法が採用され、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程では、「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを旨とする学生を国内外から広く受け入れます。」とのアドミッション・ポリシーに沿って、私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、第3年次編入学選抜、帰国子女特別選抜が実施されており、また、自然科学系科目、英語及び面接等を組み合わせた選抜方法で多方面から人材を確保するよう努めている。

また、大学院課程では、留学生に配慮した秋季入学試験及び社会人特別選抜が実施されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜では、入学試験委員会をはじめとして、学力検査小委員会及び査読小委員会等の組織が整備され、入学者選抜に係る基本方針等の作成、試験問題の作成、試験の実施及び採点、合格者の決定までが適切に実施されている。

また、一般選抜の個別学力検査においては、学部1年生を試験問題モニター員として配置し、試験開始30分前から試験問題を解答させているほか、試験終了後、外部業者委託（予備校など）による入試問題・解答のチェックが実施されているなど出題ミスの早期発見・防止等に努めている。また、出題ミス等があった場合には、大学ウェブサイト等に速やかに公表することとしている。

大学院課程の入学者選抜については、基本的に学士課程に準じて実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を充実させるため、大学教育センター、入学者選抜方法研究小委員会（工学府・工学部）及び入試制度等研究委員会（農学府・農学部）等が連携・協力し、AO入試の導入についての審議等が行われている。

また、入学者選抜方法研究小委員会（工学府・工学部）では、「高校で履修した理科科目と大学での理科科目受講の際の支障の程度」等について検証し、その結果を入試問題の作成に活用している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の過去5年間の入学定員に対する実入学者数の充足率は、農学部が平均1.12倍、工学部が平均1.08倍となっている。

また、修士（博士前期）課程では、農学府が平均1.29倍、工学府が平均1.37倍、生物システム応用科学府が平均1.48倍となっている。博士（博士後期）課程では、工学府が0.77～1.91倍、生物システム応用科学府が平均1.03倍、連合農学研究科が1.20～2.79倍となっている。なお、平成17年度から学生の受入を開始した技術経営研究科（専門職学位課程）は、平成17・18年度の平均が1.25倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5 - 8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5 - 10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

学士課程では、「教養科目」及び「専門科目」の2区分から教育課程が編成されている。

「教養科目」については、「分野別科目」（人文社会科学科目等）に加えて、高校教育から大学教育への移行を図ることを目的とした少人数クラス方式の「基礎ゼミ」、現代社会の諸問題に対して総合的に判断し、対応できる能力を養う「総合科目」、国際化に備えた「リテラシー科目」などが、いわゆる「くさび型」に配置されている。

「専門科目」については、各学部・学科の教育目的・教育目標に沿って、基礎的な科目が1～2年次、より専門的な科目が3～4年次に配置されている。また、教養科目と専門科目の有機的な接続に配慮した「基礎・専門教養科目」が1～2年次に配置されているなど、全体としてくさび型に編成されている。

なお、現在の教育課程は、従来の教育課程について教育改革検討委員会による全学的な自己点検・評価の結果を踏まえ、平成18年度から改善されたものとなっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

基礎ゼミ、総合科目及び分野別科目等の「教養科目」の授業内容は、専門の如何を問わず大学生として学ぶべき普遍的教養や市民的教養の涵養等の目的に沿ったものとなっている。

「専門科目」のうち「基礎・専門教養科目」は、くさび型の教育課程編成の趣旨から「教養教育と専門教育の有機的連携による円滑な専門教育への導入」という役割を果たしている。

また「学科専門科目」は、各学部・学科の教育の目的等に応じて、講義、実験、実習及び演習を通じて、専門性を身に付けることのできる授業内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

ほとんどの教員は、原則として単一の研究組織である「共生科学技術研究院」に所属しながら、各学部を兼務する形をとっており、関連する学問分野の研究活動の成果等に基づき、講義、実験、演習及び実習を担当している。この方式により、教員は、専門分野の研究活動の成果だけでなく、広範な基礎的学問分野に関する知見を授業内容へ反映させやすくなっている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

社会からの要請に対応するため、「食の安全」、「環境保全」、「生態系保護」及び「エネルギー問題」等に関する科目が配置されている。

学士課程教育と修士（博士前期）課程教育との連携を図るため、学部学生と大学院生共通のセミナーが行われているほか、成績が優秀で大学院への進学意欲のある4年生に対して、大学院で開講されている授業を履修可能としている。また、最新の学術発展の動向に関して、多くの特別講義等が開講されている。

このほか、他学部の開講科目の履修単位認定、他大学との単位互換の推進、インターンシップの実施、補習教育や入学前教育の実施とともに、編入学生については、高大連携体験教室への参加及び期末試験後の補習授業などきめ細かな対応が行われており、幅広い学生のニーズに応えている。

また、産官学連携・知的財産センターや技術経営研究科が設置されていることから、所属教員の協力により、特許等の知的財産権、起業家育成及び技術者倫理に関する授業が提供されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を図る取組として、GPA（Grade Point Average）制度、履修登録単位数の上限を定めたCAP制度が導入されている。CAP制度については、全学的に1学期当たりの単位上限が原則として26単位に統一され（成績優秀者に認定された場合には、次学期は30～34単位まで履修可能）、平成18年度の新カリキュラムから実施されている。

また、履修案内にGPA制度及びCAP制度の導入の趣旨を記載し、趣旨の周知徹底を図るなど適切な履修指導が実施されている。さらに、単位の実質化を促進するため、予習・復習の喚起が行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教養科目の授業形態は、講義形式が主体であるが、少人数対話型の基礎ゼミが実施され、分野別科目のクラスが100人以下、リテラシー科目のクラスが原則30人以下に編成されており、学習効果の向上を図っている。

専門科目の授業形態は、各学部・学科の教育目的及び特徴等に応じて、相応数の実験・実習・演習科目を講義科目と組み合わせている。

学習指導法における工夫については、基礎ゼミに代表される少人数授業・対話討論型の授業を重視した取組、情報機器の活用、多数のTA（764人）の活用、さらに農場・演習林等を活用した各種フィールド型授業や機械工場を活用したものづくりの実習・実験の展開など、教育効果を上げる努力が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部のシラバスは、全学共通のフォーマットにより、授業概要、授業内容、テキスト・参考書、成績評価の方法等の10項目について作成されている。また、あらゆるシラバス情報を検索できる「シラバスデータベースシステム」が整備され、インターネット環境の下、図書館等の学内の施設だけでなく、学外からのアクセスも可能となっている。さらに、ポスター等により積極的に学生にシラバスの活用を呼びかける一方、「シラバス作成ガイドライン」を教員に配布して、分かりやすいシラバスの作成・更新を指示するなど、その質・量両面の改善を目指した結果、シラバスを活用する学生が増えている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮については、教室、リフレッシュコーナー及びPC教室等が学生に開放されている。また、基礎学力が不足している学生、帰国子女及び社会人編入生に対する補習授業、留学生に対する日本語の補習教育等が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則第 29 条及び各学部の履修案内において、成績評価や単位認定の基準が定められている。成績評価は、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階評価とし、C 以上を合格としている。また、これらの成績評価や単位認定の基準は、大学ウェブサイトに掲載されているほか、1 年次のオリエンテーション時に周知が図られている。

各科目の具体的な成績評価方法については、シラバスに記載することにより周知が図られている。

卒業認定基準については、学則第 98 条に定められ、学生便覧、各学部履修案内及び大学ウェブサイト等に掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定は、各学部において、学則、履修案内及びシラバス等に記載された成績評価基準・方法に基づき、試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して、S・A・B・C・D の 5 段階評価が行われている。また、「2005 年前期成績評価・期末試験実施報告」によると、ほとんどの授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法に基づき、成績評価が実施されていることが分かる。

卒業認定については、卒業認定基準に基づき、各学部の教授会等において行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学期ごとに成績確認期間が設定されている。学生は、成績評価に異議がある場合、この期間内に担当教員、又は学生サポートセンターに申し出ることができる。申し出を受けた担当教員は、修正が必要な場合には措置を講じているほか、確認した結果を学生に伝えている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

学則に定められている大学院、修士課程及び博士課程の目的、各学府における教育目的等に基づき、修士（博士前期）課程では、それぞれの専攻において講義科目と論文研究等のための科目、専門分野と関連分野の科目のバランスがとられ、全般にわたって体系的に編成されている。

博士後期課程では、修士（博士前期）課程に比べ、論文作成等のための科目の比率が大きくなっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各学府及び研究科においては、学部専門科目と連携する高度な専門教育の実施、課題探求・解決能力の育成、異なった研究分野への理解力の涵養等の教育課程の編成の趣旨に即して、各専攻で編成された教育課程に基づき、講義科目、実験・実習及びセミナー等を組み合わせ、適切な内容の授業が配置されている。

工学府では、科学特論、フロンティア特論、COE 特別講義及び COE 国際コミュニケーション等の先端的、

学際的、あるいは国際的な科目が配置されている。また、生物システム応用科学府では、博士前期課程に起業科目（アントレプレナー特論）が配置されているなど、各学府及び研究科ごとに特徴が見られる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

教員の研究活動と授業内容の間には関連性があり、各学府の専門性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。特に、文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）については、関連科目の「COE 特別講義」等の授業に反映されている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学府の単位の实質化への配慮として、予習・復習を促すためにシラバスが作成され、コースツリーが提示されている。また、各専攻のオリエンテーション、授業開始時において履修指導が行われている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

講義、実験・演習及びセミナー等の授業形態の割合は、各学府の課程ごとに違いはあるが、講義形式による当該専門分野の基礎、実験演習・セミナー等を通じて、学生の主体性を引き出す授業等のバランスは適切なものとなっている。

実験・演習及びセミナーでは、マンツーマンの教育として、教員と学生との相互コミュニケーションにより学生の能力を引き出すことが可能となっている。

このほか、生物システム応用科学府では、合同セミナーを設け、学生全員がプレゼンテーションを行うことで、分野を越えた議論ができるように配慮されているなど、学習指導方法の工夫については、各学府に特徴が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学府のシラバスは、学生に配布されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。

また、学生にシラバスを活用させるため、1年次当初及び専攻ごとに開催しているオリエンテーション等で履修指導が行われており、シラバスを活用している学生が徐々に増加している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院課程では、主指導教員 1 人及び副指導教員 1 ~ 2 人による複数指導体制となっている。

修士（博士前期）課程では、研究活動の進捗状況等の発表会が実施されているほか、学生は、在学中に研究成果を専門分野の学会等で発表している。

また、博士後期課程では、二つの文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の推進にかかわる研究をはじめとして、様々な先進的な教育研究が行われているほか、博士論文以外のテーマについて文献等の資料による調査・研究を行う「特別計画研究」が行われている。これらの研究成果は、関連する学会・国際会議で発表され、学会誌等に掲載されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

大学院課程では、複数の教員による研究指導体制が整備されており、例えば、学生は、研究題目や研究計画を指導教員とともに綿密に検討、立案し、研究題目届を提出している。

工学府では、博士後期課程の学生を企業等に 3 ヶ月程度派遣し、派遣先の研究者等と共同で研究指導を行い、「特別計画研究」として単位の認定が可能な「派遣型高度人材育成プログラム」が創設されている。また、農学府では、JICA（国際協力機構）等を通じて海外で研究活動等を行うことが奨励されている。

このほか、大学院課程の学生の約 40%が T A として採用され、また博士（博士後期）課程の学生の約 12%が R A として採用されており、教育研究活動の補助に充たらせることにより、学生自身の研究能力及び指導能力の向上が図られている。T A の採用に当たっては、大学教育センターで研修が行われている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院課程では、研究題目の決定から学位論文の作成に至るまで、学生 1 人に対して主指導教員 1 人と副指導教員 1 ~ 2 人の教員による複数指導体制がとられており、きめの細かい指導ができる少人数体制となっている。

また、論文作成までの期間中に、論文執筆の方法やプレゼンテーション技法等に関する指導が行われている。さらに、研究の進捗状況や方向性については、中間発表等で確認され、必要に応じて指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則第 29 条において成績評価基準が定められている。成績評価は、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階評価とし、C 以上を合格としている。

また、これらの成績評価基準及び単位認定基準は、各学府の履修案内等に記載されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。具体的な成績評価方法については、シラバスに明示されている。

修了認定基準については、学則第 72~74 条に定められており、学生便覧、履修案内等に記載されている。また、入学時のオリエンテーション等で学生に説明されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則第 29 条に基づき、各教員は、シラバスに記載した成績評価方法に従って、成績評価・単位認定を行っている。なお、連合農学研究科では、単位制の授業を課していないため、成績評価に代えて「研究状況報告書」を学生に提出させている。

修了認定は、学則第 72~74 条に基づき、各学府等の教授会において行われている。論文審査については、3 人の審査委員による審査と最終試験等が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院生に対して、学位論文を提出する義務が学則に規定されており、その提出時期及び審査方法等については、学位規程及び各学府の教育規則に定められている。

修士 (博士前期) 課程では、修士論文について、教授会等で選出された主査及び 2 人の副査の審査委員が論文審査を行っている。各専攻では、修士論文の発表会及び最終試験が行われ、論文審査の結果と併せて教授会等で審議・承認されている。

博士 (博士後期) 課程では、博士論文についての審査委員会が設置され、提出された論文の審査、公表論文等の精査が行われるとともに、博士論文の発表会が行われ、これらの結果に基づき、教授会等で審議・承認されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置 (例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。) が講じられているか。

大学院生は、成績評価に異議がある場合、成績確認期間に担当教員、又は学生サポートセンターに申し出ることができる。申し出を受けた教員は、修正が必要な場合には措置を講じるほか、確認した結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

5 - 8 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

MOT（技術経営）の専門職大学院である技術経営研究科は、技術リスクを予見し最小化する知見とスキルを持つ人材を育成することを教育目的としている。

この教育目的に沿って、教育課程は、合理的な経営能力及び管理能力の土台を築く「基礎科目」、先端技術を教育する先端産業創出分野、知的財産・工業標準分野、経営戦略分野及び技術管理分野からなる「応用科目」、それらで得た知識を総合的に実践する場である「プロジェクト研究」から構成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5 - 8 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育目的の達成のため、機械、情報、バイオ・ナノ材料及び環境分野等の先端産業分野に関する様々な内容の授業が配置され、学生が将来のキャリア・パスに沿って講義を選ぶことができるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 8 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

産業界との共同研究や大学発ベンチャーの企業運営の実績を有する教員、企業経営の現場における実績が豊富な実務家教員及び著名なコンサルタント・経営者などの客員教員は、教育目的に沿って、その経験・実績と知見等に基づき授業を行っている。

これらのことから、授業の内容が、教員の様々な実績を反映したのとなっていると判断する。

5 - 8 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該研究科の修了要件である2年以上の在学と46単位以上の修得という履修要件を達成させるため、学生のキャリア・パスと志望に沿った履修モデルが提示されているほか、履修オリエンテーションやアドバイザー制度などによりきめ細かい履修指導が行われている。

また、自己学習施設やe-ラーニングシステムが整備され、自主的な学習が可能な環境も提供されている。さらに、3～4回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進めるという方式がとられている。

これらのことから、単位の实質化への配慮はなされていると判断する。

5 - 8 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

平日の授業を6時限以降（18時15分から）に設定するなど、社会人学生に配慮した時間割が設定されているほか、「遠隔講義システム」及び予習・復習用に講義資料の閲覧等が可能な「講義支援システム」が整備され、e-ラーニングが積極的に活用されている。これらの取組により、固定の場所や時間帯等にとられないフレキシブルな学習環境が学生に提供されている。

これらのことから、課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 9 - 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

MOTの専門職大学院として当該研究科を設置するに当たって、企業等へのアンケートの結果から、技術リスクマネジメントを理解するためには、基本的な知識及びリスクマネジメントの意義等の基礎的な知見の習得が必要であるという企業等のニーズを把握し、「確率・統計」、「企業経営論」、「リスク評価」等の基礎科目を配置することで、それらのニーズを教育課程及び教育内容に反映している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 10 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

教育目的の達成に向けて、基礎科目及び応用科目では、演習やケーススタディを取り入れた実践重視の授業が行われている。また、「プロジェクト研究」においては、ビジネスプランの作成やケーススタディ、フィールドスタディ等の実践的な学習指導が行われている。これらの教育指導は、少人数になるよう配慮されている。

平成 17 年度には、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に「ビデオ教材による技術リスク教育の高度化」が採択され、さらに、平成 18 年度には、文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に「MOT協議会における教育推進プログラム」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 10 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、学生が履修計画を立てる際のガイドラインとして必要な情報が記載されている。

学生には、オリエンテーション等においてシラバスの内容が説明されているほか、その活用についても指導が行われている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 10 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 11 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準については、学則第 66 条の 3 に予め学生に明示することが定められており、教育規則等に 5 段階評価(S・A・B・C・D)で行うことが定められ、S・A・B・Cを合格としている。また、成績評価・単位認定は、モジュールごとに学習の達成度をレポートや演習等で評価し、60%以上の理解度を示していると判定した場合に、当該モジュールの成績を可とし、最終的な総合評価は、各モジュールの成績の可の数と期末試験の成績をもとに 5 段階評価することとなっている。

修了認定基準については、学則第 74 条の 2 に定められている。

これらの成績評価基準及び修了認定基準等は、オリエンテーションで説明されるとともに、大学ウェブサイト等に掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、モジュールごとの学習の達成度をレポート等で評価し、各モジュールの成績と期末試験の結果をもとに、成績評価基準に基づき、5段階評価で実施されている。また、教員に対する評点基準講習が定期的に行われている。

修了認定は、修了認定基準に基づいた教授会の議と研究科長の認証を経て、学長が行うこととしている（ただし、当該研究科は平成17年度開設のため、修了生が出るのは、平成18年度末からとなる）。

これらのことから、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 11 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生が成績内容に疑問がある場合には、当該科目の担当教員に成績の確認を依頼することが可能である。また、成績評価の資料を保管しており、修正が必要な場合は、迅速に適切な措置を講ずることとしている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

農学部では、農場・演習林等を活用した各種フィールドワーク型授業、工学部では、ものづくりの実験・実習が展開されている。

文部科学省21世紀COEプログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の研究内容は、「COE特別講義」、「COE国際コミュニケーション」の授業に反映されている。

「派遣型高度人材育成プログラム」では、博士後期課程の学生を企業等に派遣し、企業の研究者等と共同で研究指導が行われている。また、派遣された学生は、「特別計画研究」の単位修得が可能となっている。

技術経営研究科では、3～4回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進める方式がとられている。

平成17年度に「ビデオ教材による技術リスキ教育の高度化」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択されている。また、平成18年度に「MOT協議会における教育推進プログラム」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択されている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学、大学院、各学部・学科及び各学府（研究科）・専攻ごとの特徴に応じて、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が、大学・大学院等の目的（学則）、基本理念及び各学部・学府等の教育目的・教育目標等において明らかにされている。

これらの方針は、学部学生及び大学院生に対して、入学時ガイダンス、オリエンテーション等において明示されている。

教育の成果・効果の達成状況については、大学教育センター及び大学教育委員会が中心となって、学生への授業評価アンケート、教員自身による授業評価アンケート、「成績評価・試験実施報告」の分析、卒業（修了）生に対するアンケートなど多様な手段を用いて、調査・検証が行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされ、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程については、単位の取得率が、全学で約88%であり、所定の年限で卒業した者の割合（卒業率）が、全学で約82%となっている（平成17年度）。

平成13～17年度の学会発表件数は、農学部が年間平均182件、工学部で年間平均376件となっており、学術論文として公表されている論文もある。

また例年、中学校・高等学校の教育職員免許や学芸員のほか、獣医師や電気主任技術者等の資格を取得する学生がいる。なお、獣医師免許国家試験の合格率は、過去5年間の平均で約91%となっている。

大学院課程については、学位の取得率が、修士（博士前期）課程全体で約91%、博士（博士後期）課程全体で約94%となっている（平成17年度）。また、優れた学会発表などに与えられる各種コンペティション等の受賞件数は、年間平均で約24件となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

大学教育センターでは、学生による授業評価アンケートを実施しており、「授業が有意義だったか」という設問に対して、1～5の5段階評価で学士課程全体が3.65、大学院課程全体が3.94という評価が得られている（平成17年度）。

また、平成17年度の学生生活実態調査における「本学への満足度」という設問に対しては、学部学生の76.8%が「満足」あるいは「ほぼ満足」と回答し、大学院生の85.2%が「満足」あるいは「ほぼ満足」と回答している。

これらのことから、教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-1 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程の卒業生が大学院に進学する割合は、農学部51.5%、工学部65.1%となっており、修士（博士前期）課程の修了生が上位の教育課程に進学する割合は、11.2%となっている（平成17年度）。特に、博士後期課程進学者数の約9割は、当該大学の博士前期課程の修了生となっている。

卒業（修了）生の就職状況については、進学者を除き、学士課程の卒業生の75.9%、修士（博士前期）課程の修了生の93.1%が就職している（平成17年度）。また、博士（博士後期）課程では、75.9%の修了生が就職している（平成17年度、連合農学研究科を除く）。

農学部及び農学府では、サービス業、官公庁、食品関係の就職先が多く、工学部、工学府及び生物システム応用科学府では、運輸・通信業、電気機器、化学工業等の就職先が多くなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年3月に行われた卒業後5年の卒業生及び卒業（修了）後10年の卒業（修了）生を対象としたアンケートでは、在学時に受けた教育に関する意見聴取が行われている。

アンケートの結果、「総合的に見て入学して良かったか」という設問に対して、1～5の5段階評価でほぼ4.0という回答が得られており、大学での学習や経験を総合的に高く評価していることが分かる。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程・大学院課程では、共に授業科目の選択及び専門・専攻の選択のために、シラバス及びコースツリー等が整備されている。

また、年度当初には、原則として履修のガイダンスが行われており、特に新生に対しては、学部・大学院全体のガイダンスに加え、学科・専攻ごとの詳細な説明も行われている。さらに、学士課程では、クラス担任を配置し、学生からの履修相談に対応している。

専門科目における研究室選択のための情報提供については、教員のプロフィール等が掲載された『教育と研究』などを通じて、教員のプロフィール及び教育研究の内容等の紹介が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習支援に係る取組として、学士課程では、学習面のみならず幅広く指導・助言を行うクラス担任制が導入されている。また、オフィスアワーの設定、メールによる学習相談などの相談体制が整備されており、訪問調査時の面談によると、学生は、クラス担任の教員等に学習に関する相談をしていることが窺える。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握するため、学士課程では、クラス担任を通じて直接的な意見・要望等を把握するとともに、学生による授業評価アンケートの自由記述欄、学生生活実態調査のアンケート、全学学生大会で出された要望等を活用している。

また、大学院課程では、学長と大学院生との懇談会が開催され、施設設備、授業及び学習環境等について意見交換が行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-1 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-1 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に対しては、チューターの配置、日本語や日本事情の教育が実施され、社会人（編入学生を含む）学生に対しては、e-ラーニングシステムによる支援が行われている。また、高等専門学校からの編入学生に対しては、既修単位の認定が行われている。

また、障害のある学生、心身のケアを必要とする学生等特別な学習支援を必要とする学生に対しては、必要とする支援の内容に応じて、学科の教育委員、クラス担任及び保健管理センター等により所要の対応が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-2 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的な学習環境として図書館、総合情報メディアセンター及びオープンスペース（建物ごと）等が整備されている。また、学生の自習のため、講義室が開放されている。ただし、図書館の開館時間については、月～金曜日が8時45分から19時45分（試験期間等：8時45分から20時45分、長期休業日等：8時45分から17時）、土曜日が12時30分から16時30分となっているが、開館時間の延長を希望する学生も多い。

また、e-ラーニングを推進するため、両キャンパスには、e-ラーニング受講室が整備されている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-2 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるようにするため、サークル棟・合宿研修施設の新設・改修等の環境整備、サークルのリーダーに対する研修の実施、予算補助及び表彰、サークルの顧問教員による教育研究活動の中での配慮など、積極的な支援が行われていることから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-3 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活委員、クラス担任及び留学生センター教員と連携しながら、学生サポートセンターが様々な相談に応じる体制がとられている。相談の内容に応じて、学生相談室、保健管理センター、進路・就職相談室において対応が行われているほか、セクシャル・ハラスメント相談員及びハラスメント防止・対策委員会の設置など各種ハラスメントの相談体制も整備されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-3 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生に対しては、チューター制度の設定、小金井国際交流会館の学生室等の住居の提供、地域ボランティアとの交流の場の提供など積極的な支援が進められている。

障害のある学生に対しては、スロープ、自動ドアの設置などバリアフリー環境の整備が進められている。さらに、災害被災者の子女に対しては、授業料免除の措置を講じるなど応急的な支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査をはじめとするさまざまなアンケート調査、また、役員と学生との懇談会、クラス担任と学生との意見交換などを通じて、学生の生活支援に関するニーズの把握に努めていることから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構のほか、実吉奨学会など各種財団等による外部の奨学金制度が活用されており、平成 17 年度については、日本学生支援機構から学部学生 210 人、大学院生 311 人、その他各種財団等からは学部学生 9 人、大学院生 3 人が奨学金を受けている。また、平成 18 年度には、博士後期課程の学生を対象とした当該大学独自の奨学金制度が創設されている。

また、授業料免除に関しては、半額免除の占める割合を増やすことにより免除の対象者を拡大し、また、災害被災者子女に対する免除枠を設定するなどの取組が行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

図書館の開館時間については、延長を希望する学生が多い。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

大学の校地面積は、府中キャンパスが 273,765 m²、小金井キャンパスが 159,838 m²となっており、校舎面積は、府中キャンパスが 67,444 m²、小金井キャンパスが 93,521 m²となっている。

講義室については、府中キャンパスに 40 室、小金井キャンパスに 45 室が整備されており、また、実験・実習室については、府中キャンパスに 172 室、小金井キャンパスに 349 室が整備され、演習室は、府中キャンパスに 25 室、小金井キャンパスに 26 室が整備されている。

図書館については、キャンパスごとに整備されており、また、自主的な学習に利用できるように、自習室及びグループ学習室が整備されている。また、両キャンパスには、総合情報メディアセンターの管理の下、PC 教室が整備されている。

附属施設については、農学部には、附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(農場及び演習林)、附属家畜病院及び附属硬蛋白質利用研究施設、工学部には、附属機械工場及び附属繊維博物館が整備されている。

平成 17 年度の学生生活実態調査における「講義室など教育環境は、どう思いますか。」という設問に対しては、学部学生の 67.0%、大学院生の 76.3%が「満足している」という回答が得られている。

また、当該大学では、耐震診断調査等の結果に基づき、緊急度の高い箇所を中心に予算の配分を行っているほか、計画的に学内の施設等の改修を進めるため、平成 18 年度から「キャンパスマスタープラン」及び「キャンパス・アメニティ総合整備計画」が策定されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

当該大学は、学術情報ネットワーク(SINET)のネットワーク拠点となっており、情報ネットワークは、学外との接続速度の高速化が図られるとともに、小金井・府中の両キャンパス間が光ファイバーで結ばれ、キャンパス内はギガネットワークによる高速かつ高品質な基幹ネットワークが構築されている。

研究室等には、情報コンセントが備え付けられるとともに、各キャンパス内には 100 台以上のアクセスポイントが設置され、無線 LAN のサービスが提供されている。

また、ネットワークの保守契約による適切なメンテナンスが実施されているほか、情報セキュリティポリシーの策定、ファイアウォールシステム等のセキュリティ管理も行われている。さらにe-ラーニング受講室の整備などe-ラーニング環境も整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備についての運用方針は明確に規定されている。大学の構成員に対して、利用申請手続きをはじめ、施設・設備を利用するための「利用案内・手引」及び各種関係資料が配布されているほか、大学ウェブサイトに掲載することで周知が図られている。

特に学生には、『学生便覧』や施設・整備等を利用する際の『安全マニュアル』の配布等により、学生生活、教育研究を行う上で必要な施設、設備の利用方法等について周知が図られている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

府中・小金井の両キャンパスの図書館では、図書約495,000冊、雑誌約12,000タイトルが利用できるほか、学内のウェブサイトで各種電子ジャーナル及び各種データベースへのアクセスが可能となっている。

図書等の資料は、図書館職員の支援を受けて、図書委員会が教職員の意見や教育課程に応じて系統的に整備しており、さらに学生が希望する図書等を整備する制度がある。

平成17年度の利用状況は、両キャンパスの図書館で約304,000人が入館し、貸出図書は約80,000冊となっている。また、平成17年度の「学生生活実態調査報告書」によると、図書館を「よく利用する」と回答した学生は、全体の34.5%となっている。なお、オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

これらのことから、オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られるが、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

研究室等には、情報コンセントを備え付けられるとともに、各キャンパス内には100台以上のアクセスポイントが設置され、無線LANのサービスが提供されている。全体として、自由に情報ネットワークが利用できるモバイル環境が提供されている。

【改善を要する点】

オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

平成12年度より大学活動に係るデータ・資料等の収集及び蓄積が開始されており、平成16年度には、大学教育センターが発足されるとともに、学内情報化の推進のために学術情報チーム等が再編され、情報の収集、蓄積及び管理の体制が整備されている。

また、大学情報委員会では、教員の教育活動を含む各種の大学情報システム間の整理・統合を検討し、教職員活動データベース、学務情報システム等を連携させたデータベースの整備を推進している。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育改革検討委員会、全学自己点検・評価小委員会等では、大学教育センターが中心となって定期的に実施している「学生による授業評価アンケート」、学生生活委員会が実施している「学生生活実態調査」及び「学長と学生との懇談会」における意見聴取等の結果から、カリキュラムの課題等を自己点検・評価に反映している。また、学生による授業評価アンケート及び学生生活実態調査の結果については、各項目の回答について、全学的な傾向等の分析が行われている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成17年3月に、卒業後5年の卒業生及び卒業(修了)後10年の卒業生・修了生を対象にアンケート調査が実施され、在学時に受けた教育に関する意見が聴取されている。また、大学評価・学位授与機構の平成14年度分野別教育評価(農学系)実施の際に、卒業生、就職先の関係者等から必要とするデータ、資料が収集されている。これらの結果は、教育改革検討委員会、全学自己点検・評価小委員会等における自己点検・評価に反映されている。

なお、大学教育センターでは、平成18年度に雇用主に対するアンケート調査を計画している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育改革検討委員会では、従前のカリキュラムの課題等について見直しを行った上で、平成 18 年度の新カリキュラム導入に向けての検討を行い、新カリキュラムの基本設計を行っている。

また、大学改革検討ワーキング・グループでは、今後の教育研究組織等について見直しを行い、『「中期的な見通しに基づく大学運営のための検討課題」について（中間答申）』を学長に提出している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケート結果は、全教員の統計的なデータとともに個々の教員へフィードバックされており、また、教授会等を通して担当の教員より内容等の説明が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

大学教育センターでは、学生による授業評価アンケートを実施しており、また、その結果を踏まえて、定例 F D セミナーのテーマ設定を行っている。

当該大学の F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動は、定例 F D セミナーのほか、新任教員のための F D セミナー、ベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会等が行われている。

また、「教育改善支援プログラム」（学内 G P）では、教育効果の高い活動や新たな教育活動プロジェクトを学内で選定し、1 件につき最高で 150 万円の助成が行われている。さらに、この成果は、学内 G P 報告会において学内への啓蒙が図られている。

これらのことから、F D について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育センターが中心となって実施している F D 活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることは、『大学教育センターニュース』に掲載されている参加者の感想、F D 活動に参加した教員のアンケートの自由記述欄の内容のほか、学生への授業評価アンケートにおける教育の効果を検証する項目についての評価点の平均（1～5 の 5 段階評価）が、平成 16 年度 3.35（学士課程のみ実施）、平成 17 年度 3.51（学士課程）、3.84（大学院課程）になっていることなどから把握できる。

これらのことから、F D が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

事務職員の専門性を高めるため、主として教務・学生担当の事務職員を対象に各種セミナーが実施されている。また、主として教育補助をする技術職員には、職務に関する専門的知識の習得及び技術の発表を通じて、技術職員として必要な能力等の向上を図る研修が実施されている。

TAに対しては、大学教育センター主催の職務全般のTAセミナーが実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

定例FDセミナー、新任教員のためのセミナー及びベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会の開催など、大学教育センターを中心に学内のFD活動が活発に行われている。

「教育改善支援プログラム」では、教育効果の高い活動や新たな教育活動プロジェクトを選定し、1件につき最高で150万円の助成が行われている。また、この成果は、学内GP報告会において学内への啓蒙が図られている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 92,315,761 千円、流動資産 3,231,028 千円であり、合計 95,546,788 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,953,042 千円、流動負債 3,353,133 千円であり、合計 7,306,174 千円である。なお、負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、毎年度の予算については、予算示達として、部局長を通じ教職員に通知されるとともに、収入支出予算額が大学概要に記載され、関係者に対して公開されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 12,304,932 千円、経常収益 12,657,753 千円であり、経常利益 352,821 千円、当期総利益が 322,570 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会及び経営協議会において基本方針等について審議し、役員会で議決した上、学長が当初予算を決定している。また、適宜補正予算を組み、予算配分が行われている。

平成 17 年度においては、運営基盤経費としての教育経費、研究経費等や特別経費としての特別教育研究経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果報告を学長等に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の目的を達成するための管理運営組織として、役員会、教育研究にかかわる重要事項について審議する教育研究評議会、経営にかかわる重要事項について審議する経営協議会等が設置されている。また、各部局には、部局運営に係る重要事項等を審議する教授会、教授会から委任された事項等を審議する運営委員会が設置されている。

これらの組織を支援する事務組織については、教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び総務担当の4人の理事(副学長)の業務に応じて、学務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム及び総務チーム等の各チームをグループ化したグループ・チーム制が採用され、柔軟な業務運営が可能になっている。また、1年ごとに、この体制が適切に機能しているかについて検証し、必要に応じて見直しが行われている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

国立大学法人化により、学長のリーダーシップの下に役員会を中心とする大学運営を行うため、4人の理事をすべて常勤とし、全員が副学長を兼務して業務を遂行する体制がとられている。

また、事務組織は、役員会との乖離をなくし、効率的な業務遂行を可能にするため、4人の理事(副学長)が所掌する業務に応じて、直接事務組織をそれぞれ統括する体制がとられている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

「学長と学生代表の懇談会」や各種アンケート調査等で学生及び学外関係者のニーズを定期的に把握し、それらのニーズを管理運営に反映するシステムが整備され、講義室及びトイレ改修等のための目的積立金等の充当、小金井キャンパスのトレーニングルーム整備のための予算措置等が行われている。

また、教職員に対しては、従来の各種会議等を通じての反映にとどまらず、「学長へのひとことカード」というメールボックスにより、直接学長がニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映できる制度の試行運用が開始されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤監事、非常勤監事がそれぞれ1人ずつ配置されており、業務及び会計を対象とした監査が実施されている。定期監査については、業務監査が毎年度1回、会計監査が毎年度決算時に実施されている。また、監事が必要と認めた場合には、臨時監査が実施されている。

監事は、役員会へ参加しており、業務運営について意見を提言している。また、監事による監査結果は、学長に報告され、TA任用の責任の明確化について監事が提言した結果、大学教育委員会がカリキュラムの編成に応じてTAを任用することになるなど必要な措置が講じられている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、理事等は、各種セミナーやシンポジウム等に参加している。

また、事務職員についても、学務関係の事務職員を対象としたデパートのスタッフによる接客マナーの研修、海外の大学職員との意見交換を含む長期海外語学研修（約1年間）など、組織的に研修が実施されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営の方針は、基本理念等の大学の目的に明記されている。この方針に基づき、学内の諸規則等が整備されている。管理運営にかかわる委員や役員の選考等についても規定されており、大学ウェブサイトにも明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

各教職員活動情報の運用管理の効率化を図るため、「教職員活動データベース」を導入し、大学ウェブサイトに掲載することにより、データや情報が蓄積されている。

大学ウェブサイトには、大学の目的、計画及びその他の基本的なデータ等が掲載されており、大学の構成員は、常時アクセスすることが可能となっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価を所掌する組織として、「全学計画評価委員会」が役員会の下に設置され、その下に、全学的な自己点検・評価を定期的実施する「全学自己点検・評価小委員会」が設置されている。これらの組織によって、平成 17 年度年度計画の進行状況等について自己点検・評価が取りまとめられている。

これらのことから、大学活動の総合的な状況について自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

国立大学法人化により各法人に義務付けられている「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」等が、大学ウェブサイトに掲載されており、学内外から閲覧することができるようになっていることから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

過去 5 年間では、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証された実績はないが、平成 18 年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けていることから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価に基づき、改善を実施するシステムとして、教育面では、全学計画評価委員会の下、教育部会、全学自己点検・評価小委員会及び大学教育委員会等が設置されている。

管理運営面については、全学自己点検・評価小委員会の下、自己点検・評価の結果に基づき、グループ・チーム制の再編、「学長へのひとことカード」の設置等が行われている。また、学生生活実態調査報告書の結果から、音楽系サークル棟の改修工事や街灯の増設等キャンパス環境の改善等が図られている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結びつけられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果(案)を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準4 学生の受入</p> <p>【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 「大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。」</p> <p>【意見】 「大学院の一部では、入学定員超過率が高い状況が見られる。」に修正</p> <p>【理由】 観点4-3- の評価結果(案)では、「入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。」としており、その整合性から、上記修正案が妥当であると思われるので、修正願いたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 当該大学は、大学院の多くの課程において入学定員超過率が高い状況が見られるが、学士課程においては、入学定員と実入学者数の関係の適正化が図られている。 このような状況を踏まえ、大学全体としては、「入学定員と実入学者数の関係がおおむね適正である」としている。</p>

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人東京農工大学

(2) 所在地 東京都府中市

(3) 学部等の構成

学 部：農学部、工学部

大学院：共生科学技術研究院、工学府、農学府、
生物システム応用科学府、連合農学研究科、
技術経営研究科

関連施設：大学教育センター、産官学連携・知的
財産センター、図書館、保健管理センター、
学内共同教育研究施設（遺伝子実験施設、
機器分析センター、留学生センター、総合
情報メディアセンター）、附属施設（農学
部附属広域都市圏フィールドサイエンス教
育研究センター、農学部附属家畜病院、農
学部附属硬蛋白質利用研究施設、工学部附
属繊維博物館、工学部附属機械工場）、共
同利用施設（環境管理施設、放射線研究
室）

(4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日）

学生数：学部4,124名、大学院1,990名

教職員数：650名（役員、非常勤理事、並
びに非常勤監事、事務職員、技術職員等
を含む）

2 特徴

本学の淵源をたどると、農学部は明治7（1874）年設
立の内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場をその源とす
る東京高等農林専門学校であり、一方、工学部は明治17
（1884）年設立の農商務省農務局蚕病試験場を源とする東
京高等蚕糸学校である。本学は、戦後の学制改革により、
上記の東京農林専門学校と東京繊維専門学校を母体として、
農学部及び繊維学部（工学部として改組）からなる新制大
学として、昭和24（1949）年に発足した。

以来、本学は産業の基幹となる農業と工業を支える農
学と工学の二つの学問領域を中心として、幅広い関連分野
をも包含した全国でも類を見ない特徴ある科学技術系大学
として、我が国の科学技術の発展に寄与するとともに、産
業界を始め各界に有為の人材を輩出してきた。

そして、時代の社会的要請に応じて幾度かの改組再編
を実施してきたが、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、
学部は農学部及び工学部、大学院は共生科学技術研究部、

工学教育部（大学院博士前期・後期課程）、農学教育部
（修士課程）、生物システム応用科学教育部、連合農学研
究科を教育研究上の基本組織とする新たな国立大学法人と
して出発することとなった。

平成17年4月には専門職大学院「技術経営研究科」を
開設した。また、平成18年4月から、大学院組織名の変更
を行い、共生科学技術研究部は「共生科学技術研究院」、
工学教育部は「工学府」、農学教育部は「農学府」、生物
システム応用科学教育部は「生物システム応用科学府」と
各々改称した。なお、工学部情報コミュニケーション工学
科、工学教育部情報コミュニケーション工学専攻を、工学
部情報工学科、工学府情報工学専攻と改称したこともあ
わせて付記する。

本学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展
可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、
工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研
究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技
術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材
の育成と知の創出に邁進することを基本理念とする。この基本
理念を「使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全
学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and
Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable
Earth)として掲げ、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人
類が直面している課題の解決に真摯に取り組んでいる。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、広汎な学問領域における急激な知の拡大深化に対応して教育と研究の絶えざる質の向上を図り、20世紀の社会と科学技術が残した「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、科学技術系大学院基軸大学として、農学・工学及びその融合領域における使命志向型教育研究を通じて、社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする。

使命志向型の科学技術大学として、下記の目標を掲げる。

1. 知識伝授に加えて、知の開拓能力・課題解決能力の育成を主眼とし、高い倫理性を有する高度専門職業人や研究者を養成する。このためにアドミッション・ポリシーに沿った学生を国内外から幅広く受け入れる。
2. 入学から卒業までの期間を通して、学習面、健康面、生活・経済面、進路・就職面等の幅広い支援を行う。
3. 学術の展開や社会的な要請に留意しつつ、自由な発想に基づく創造的研究に加えて、社会との連携により総合的・学際的な研究も活発に展開し、社会的責任を果たす。
4. 国際性豊かな人材を育成するとともに、教育と研究の両面で国際的な交流・協力を推進し、世界に貢献する。
5. 教育研究と業務運営の全活動について、目標・計画の立案と遂行状況の点検評価を実施・公表し、開かれた大学として資源活用の最適化を図り、全学の組織体制と活動内容の絶えざる改善を行う。
6. 上記目標を達成するために、必要な組織、施設、情報システム等の教育研究のための基盤を整備するとともに適切な人材配置を進める。

（学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的）

【学士課程】

本学は農学及び工学という技術系二分野からなる特徴を活かし、両分野及び融合分野における自然科学の確かな専門知識をもつ人材を育成する。この人材は豊かな教養に基づいた健全な科学的思考や倫理観を持ち、生涯にわたり自己啓発できる能力を身につける必要がある。

このため、

- (1) アドミッション・ポリシーとして、「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを目指す学生を国内外から広く受入れる。」を掲げる。
- (2) 教養教育と専門教育のバランスを考慮し、講義・演習・実験・実習を体系的に配置し、それらの有機的連携を図るとともに、大学院課程との整合性のあるカリキュラム編成を行う。
- (3) 農学、工学及び融合領域分野における研究の成果を活かした教育を実施し、科学技術者として必要かつ十分な教養・基礎・専門知識を伝授し、実践能力を育成する。
- (4) 履修科目の到達目標、習得項目及び評価方法等をシラバス等に明示するとともに適切なガイダンスを行う。また、厳格な成績評価を行い、単位の実質化を図る。
- (5) 学習意欲の向上と探究心を育成できるように、少人数の授業形態を構築するとともに、学生が自立的に学習できる教育環境を提供する。
- (6) 教育の全活動について、自己点検・評価を実施し、教育活動の絶えざる改善を行う。
- (7) 恵まれた人的及び自然環境を活かし、学生に対して豊かな学習環境とキャンパスライフを提供する。

【大学院課程】

農学、工学及び融合領域における学問の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者を育成する。

（博士前期課程・修士課程）博士前期課程・修士課程は、広い視野に立って、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。

（博士後期課程・博士課程）博士後期課程・博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。

（専門職学位課程）専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う。

このため、

- (1) アドミッション・ポリシーとして「高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を広く国内外から受入れる。」を掲げる。
- (2) 農学、工学及び融合分野の最新の展開に即応した科目を体系的に配置したカリキュラムを編成するとともに、

- 学際的、国際的素養を身に付けることのできる授業形態を柔軟に採用し、シラバスを充実する。
- (3) 農学、工学及び融合領域分野における研究の成果を活かした高度な教育と研究指導を実施する。
 - (4) 学生へのきめ細かい学習指導・研究指導を行い、学習成果を発展させる能力及び確かな研究能力を涵養する。
 - (5) 教育研究における社会との連携を通して、社会人としての自覚と自信をもって活躍できる人材を養成する。
 - (6) 教育の全活動について、自己点検・評価を実施し、教育活動の絶えざる改善を行う。
 - (7) 恵まれた人的及び自然環境を活かし、学生に対して豊かな学習環境とキャンパスライフを提供する。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、平成 13 年度に大学の目的を明確に定めており、その目的は、学校教育法の定めを外れるものではない。また、大学院の目的も同様である。

大学の全教職員及び全学生に対して、本学の目的を記載した大学概要及び学生便覧等を配布し、Web 上に掲載することによって、周知している。また、社会にも広く公表し、学内外における周知の効果を把握しながら、積極的な情報発信を行い、その周知に努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

学士課程において、農学部 5 学科、工学部 8 学科を設置し、教育目的を達成するのに適した教育組織を整備しており、その構成は適切なものとなっている。

教養教育については、大学教育委員会、教養教育運営小委員会等の教育課程を編成し検討する委員会を整備しており、全教員がいずれかの教養科目に登録する「全学出動体制」により、これを実施している。

大学院課程において、工学府博士前期課程 6 専攻、博士後期課程 4 専攻、農学府修士課程 9 専攻、生物システム応用科学府博士前期課程 1 専攻、博士後期課程 1 専攻、連合農学研究科博士課程 3 専攻、技術経営研究科専門職学位課程 1 専攻を設置している。各学府、研究科、専攻に教育目的を達成するに適した教育組織を整備しており、その構成は適切なものとなっている。

研究科、専攻以外の基本的組織として、本学の目的を達成するために、研究組織として共生科学技術研究院を設置している。その構成は適切なものであり、大学院基軸大学を目指す取組として優れている。

本学に設置している各センター及び施設等は、本学の目的を達成する上で適切な構成となっている。特に大学教育センターは本学の教育活動に主体的にかかわっており、優れた構成となっている。

教育研究評議会、教授会、部局運営委員会等は、教員選考、卒業認定等の重要事項を審議しており、教育に係る必要な活動を行っている。

教育課程や教育方法等を検討する教育改革検討委員会、大学教育委員会、部局教育委員会等の組織を整備しており、その構成は適切であり、必要な回数の会議を開催し、教育に係る実質的な活動を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

平成 16 年度から、教員人事（選考）に関する基本方針等を確定し、教員組織を編成している。また、平成 15 年度から中期的な編成方針を定め、全学から 21 名の教員枠を確保・運用して、「教育力・研究力向上のための全学的措置」を実施している。

大学の目的及び教員組織編成方針に沿って、適切な採用と昇任を実施し教育組織に編成しており、非常勤講師を含めて、教育課程を遂行するのに必要な教員を確保している。また、大学の目的に沿って、教員選考及び教員資格審査を実施しており、法令に従って必要な専任教員、研究指導員等を確保している。

公募制を活用し、任期制を計画的に導入している。教員組織の年齢構成はバランスがとれ、民間企業等経験者を含めて、教員を適切に採用、配置している。女性教員の採用についても「男女共同参画推進室」を設置するなど若手研究者の育成とともに積極的に取り組んでいる。

教育研究組織の編成の基本方針、採用基準及び昇格基準を明確に定めており、採用及び昇任時には、教育研究上の指導能力の評価を適切に実施している。

本学における計画と評価を一元的に所掌する組織として、全学計画評価委員会及び全学的な自己点検・評価小

委員会を設置している。教育評価については、大学教育センターにおいて、授業評価アンケートや「成績報告・期末試験報告書」に基づく分析・チェックを実施している。教員の定期的な評価についても組織的に検討している。なお、平成 11 年度から、教育方法等の改善のために「教育褒賞制度」(BT 賞)を実施している。

各教員における研究活動と担当授業科目の内容には関連性があり、教育の目的を達成するための基礎として、教員は教育内容等と関連のある研究活動を行っている。

教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置しているほか、実験補助等の教育補助者として、TA を活用している。教育支援者を配置するだけでなく、充実した教育支援のために、SD 研修及び TA 研修を企画・実施している。

基準 4 学生の受入

大学の目的に沿ったアドミッション・ポリシーを明確に定めている。その周知・広報のために、大学教育センターのアドミッション部門、広報・社会貢献委員会、入学試験委員会等が連携・協力して、Web 等で公表するとともに、オープン・キャンパスや学部説明会等の多様な取組を行っている。また、Web による周知の効果についてはアクセス数により把握している。

アドミッション・ポリシーに即した学生の受け入れを推進するため、大学入試センター試験においては、自然や科学技術に関心を持ち、国際性豊かで語学力に優れた学生を適切に選抜できるようにしている。

私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、第 3 年次編入学選抜、帰国子女特別選抜を実施し、多方面から優秀な人材を確保している。

入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点、合格者の決定まで、入学試験委員会等による適切な実施体制の下で、入学者選抜を公正に実施している。また、査読制度や試験問題モニター制度は、出題ミス等の防止に効果をあげている。

入学者受け入れ方策を充実させるため、大学教育センター、入学者選抜方法研究小委員会等が連携協力して、現在の学生受け入れ方策を検証し、今後の入学者選抜方法改善のための提言を行っている。

過去 5 年間の入学定員超過率は、学士課程の場合 1.10、大学院博士前期(修士)課程入学の場合 1.36、大学院博士後期(博士)課程の場合 1.37 となっており、入学定員と実入学者数との関係は適正である。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程

授業科目は、教養教育と専門教育のバランス、必修科目と選択科目のバランスなどに配慮した配置となっている。教育目的に沿って、教養科目、専門科目、基礎・専門教養科目を有機的に配置するなど、全体としてくさび形の体系的な編成を行っている。各科目の内容は、教育目的に応じ、講義、実験、実習、演習を通して専門性を身につける特徴ある科目配置としている。また、内容は、各教員の研究活動の成果を反映したものになっている。さらに、社会の要請に対応して、安全・安心・環境に配慮した教育課程を編成している。

平成 15 年度から GPA 制度及び CAP 制度を導入し、平成 17 年度には 1 学期当りの単位上限を全学的に 26 単位に統一し、平成 18 年度カリキュラムから実施している。また、単位の実質化を促進するため、履修指導により、予習・復習の喚起等を行っている。

各科目における授業形態は、各学部の教育目的及び特徴に応じて、実験・実習・演習科目を講義と効果的に組み合わせ、バランスの良い配置となっている。学習指導法における工夫としては、基礎ゼミに代表される少人数授業・対話討論型授業を重視して実施しており、学生側の評価も高い。また、情報機器等を適切に活用しているほか、効果的な TA の配置を行っている。

シラバスは、授業について必要な情報を網羅した全学共通のフォーマットで作成しており、その運用体制も整備している。学生にシラバスの利用を呼びかけ、その質・量両面の改善を目指した結果、活用するとした学生が増加した。しかし、今後、さらなる活用促進を図る必要がある。

自主ゼミ、自主学習会等の活動に対して支援する取組を組織的に行っている。また、施設設備面については、図書館及び総合情報メディアセンター等において、自主学習がしやすい環境を整備し、基礎学力不足への学生への配慮として補習教育等も行っている。平成 18 年度カリキュラムから、eラーニングシステムによるリメディアル教育を実施する計画である。

学則及び各学部教育規則で、成績評価基準や卒業認定基準を定めており、学生便覧及び学部履修案内に明記するとともに、1 年次のオリエンテーション時に周知している。また、各科目の成績評価方法の詳細はシラバスに記載することにより周知に努めている。各学部において、シラバスに記載した評価方法により、試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して 5 段階評価を行っている。卒業の認定は各学部教授会等の議を経て、厳格に行っている。成績評価に対する学生の異議申し立ては、担当教員が責任をもって対応しており、成績確認期間を設定し、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じている。

大学院課程

各学府における教育目的に基づき、講義科目と論文研究等の科目、さらに専門分野と関連分野の科目をバランスよく配置している。学会発表、論文発表など活発に研究成果を挙げており、教育課程は学問分野等からの期待に応えるものとなっている。各学府及び研究科において、その編成の趣旨に沿って、講義科目、実験、実習、セミナー等を効率的に組み合わせて授業体系を組んでいる。各教員の研究活動は、授業内容との間に関連があり、研究活動の成果を授業内容に反映している。特に、「21 世紀 COE プログラム」を実施しており、関連開講科目の授業内容に研究成果を反映している。

各学府は、予習・復習を実施するようにシラバスを整備し、コースツリーを提示して履修指導を行うなど、単位の実質化への配慮を行っている。

講義・実験演習・セミナー等の割合は学府ごとに違いはあるが、講義形態による当該専門分野の基礎から、実験演習等による応用までの広範な学習指導を行っている。実験実習・セミナーを通して学生の主体性を引き出すために、授業形態をバランス良く配置している。実験実習・セミナーはマンツーマン教育であるため、教員と学生との相互コミュニケーションによって学生の能力を引き出す教育効果を上げている。

シラバスは、その内容を 1 年次当初のオリエンテーションで配布し周知している。この結果、シラバスの活用が若干増加した。今後、さらなる活用促進を図る必要がある。

研究指導は、複数教員の指導体制のもとで適切に行っており、学生の研究成果は、関連する学会・国際会議で発表し、学会誌等に論文として掲載されている。学生は研究題目や研究計画を複数の指導教員とともに綿密に検討し決定している。また、多数の TA、RA が採用され、教育研究補助に従事することにより、学生の研究能力、指導能力の向上を図っている。さらに大学院学生に対して、企業におけるインターンシップ、特に、「派遣型高度人材育成プログラム」にそった取り組みを実施している。また、海外での研修も奨励している。

学位論文に係る指導体制について、研究題目の決定から学位論文の作成に至るまで、きめの細かい少人数指導体制となっている。また、論文作成までの期間中に、論文執筆の方法やプレゼンテーション技法に関する指導を組織的に行っている。さらに研究の進捗度や方向性は、中間発表等で確認し指導している。

成績評価基準をシラバスに記載している。また、修了認定基準も学生便覧や履修案内に明示し、1 年次入学時のオリエンテーション等で学生に説明・周知している。

学則及び各教育規則に定められた評価基準や認定基準に従って、成績評価・単位認定を実施している。各教員

の成績評価については分析を実施している。

修了認定は、教授会、研究科委員会等において厳正に実施しており、学位論文に係る審査も同様である。また、成績評価に対する学生の異議申し立ては、担当教員が責任をもって対応しており、成績確認期間を設定し、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じている。

専門職学位課程

教育目的に基づき、基礎から応用、さらには技術リスクに着眼した課題解決能力を身につける教育課程を体系的に整備し、必要な授業科目を配置している。また、各科目内容は、各教員の研究及び企業活動等における実績を反映している。

単位の実質化のための取組として、履修要件、履修モデルの提示、履修オリエンテーション、アドバイザー制度など、きめ細かい履修指導を実施しているほか、自主的な学習環境を整備している。また、モジュールの達成度により、授業を進めており、学生の主体的な学習を促している。

夜間開講への配慮として、社会人学生に配慮した時間割を設定している。小金井キャンパスの他に田町教室を設置し、「遠隔講義システム」と「講義支援システム」で構成される e ラーニングシステムを整備することにより、固定の場所や時間帯にとらわれないフレキシブルな学習を可能としている。

社会や企業等のニーズを踏まえて、教育課程及び教育内容を編成しており、その水準は当該職業分野の期待に応えるものになっている。教育目的の達成のため、演習やケーススタディをふんだんに取り入れた実践重視の講義を行っている。また、修士論文に代えてビジネスプラン等のプロジェクト研究を取り入れている。少人数による、よりきめ細かい指導を実施している。

シラバスには、学生が履修計画を立てる際のガイドラインとして必要な情報を記載している。また、オリエンテーション等で周知するとともに、シラバスを活用するよう指導を行っている。

成績評価基準及び修了認定基準を組織的に策定しており、オリエンテーションや Web 等によって、学生に周知している。成績評価は基準に基づき適切に実施され、そのための FD 講習も定期的実施している。また、修了認定は、教授会の議と研究科長の認証を経て、学長が実施することとしており、成績評価、単位認定、修了認定は適切に実施されている。成績評価に対する学生の異議申し立てに対しては、担当教員が責任をもって対応している。

基準 6 教育の成果

大学の目的に沿って、卒業（修了）生が身につけるべき学力、資質・能力や、養成しようとする人材像についての方針を策定し、受験生、学部生、大学院生に対してさまざまな広報手段を用いて明示している。教育成果・効果の達成状況は、大学教育センター及び大学教育委員会において、多様な手段を用いて調査、検証され、自己点検・評価小委員会での分析を通して教育改善に結びつけられている。

単位・学位取得状況からみると、ほとんどの学生が意図する学力を身に付けて、卒業、修了している。また、資格取得状況及び各種コンペティション受賞の状況から、各学府・学部の教育目標に沿った専門性を所定の年限で身に付けていると判断する。なお、卒業延期（留年）者を減少させるために、一層の教育指導を行う必要がある。

授業評価アンケート等の各種調査において、教育効果を検証する項目について、高い評価であること、また、学生の満足度が高いとの結果から、本学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

卒業生及び修了生が上位の教育課程に進学する割合が高いことは、大学院機軸大学としての本学の目的に沿ったものである。さらに、卒業（修了）生の就職状況から見て、各教育課程の特徴と個性を反映した教育の成果が現れているものと判断できる。

卒業(修了)時、卒業(修了)後5年及び10年の卒業(修了)生に対するアンケート等により、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組を実施しており、その結果から、本学の教育の成果が上がっていると判断できる。

基準7 学生支援等

授業科目の選択及び専門・専攻の選択のために、シラバス、コースツリーなどを通して、詳細なガイダンスを行っている。さらに、新入生に対しては、きめ細かなオリエンテーションを実施しており、理解度やその効果については、多くの学生が満足していることから、成果を上げていると考える。

学習支援としては、1～3年次生にまで幅広く指導助言を行うクラス担任制を導入した。また、オフィスアワーを設定し、メールによる学習相談などを充実することによって、きめ細かな相談体制を整備した。

学習支援に関するニーズ把握のために、クラス担任による把握、種々のアンケートの利用等の取組を実施している。そして、図書館の開館時間延長等の様々な教育環境に反映させている。

留学生、社会人学生(編入生を含む)等の特別な学習支援を要する学生に対しては、各々支援を必要とする内容に応じて適切な対応を行っている。

自主的な学習環境として、図書館、総合情報メディアセンター、自習のための「教室開放」、建物ごとに設置されたオープンスペース等があり、十分に利用されている。また、eラーニングを推進するため、受講室を整備している。しかし、キャンパスによって整備状況に違いがあることから、一層の充実を図る必要がある。

サークルに対する環境整備、研修の実施、予算補助、表彰等を通して積極的に課外活動を支援している。しかし、課外活動施設・設備への不満が多く、課外活動施設の充実を図るなど一部対応しているが、中長期的な展望を持ってその改善を検討する必要がある。

学生サポートセンターを設置し、学生生活委員及びクラス担任、留学生センター教員の協力を得て、全学的な相談体制をとっている。また、内容に応じて、学生相談室、保健管理センター、進路・就職相談室においてきめ細かく相談に応じているほか、ハラスメントの相談体制を整備している。さらに、相談窓口の学生への一層の周知を図るとともに、大学全体として相談体制の連携を進める必要がある。

特別な支援を要する者への生活支援については、留学生に対するチューター制度、住居の提供などを積極的に進めている。また、バリアフリー環境の整備に努め、災害被災者の子女への配慮を行っている。

生活支援等に関するニーズの把握については、様々なアンケート調査、役員と学生との懇談会などを通して、把握に努めている。

学生の経済面の援助については、外部奨学金制度の活用のほか、本学独自の奨学金制度を創設しており、この取組は優れている。また、授業料免除に関しては、免除者の拡大、災害被災者子女への配慮等を行っている。

基準8 施設・設備

本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準上の面積を満たすとともに、本学の目的に沿って、講義室、実験・実習室、演習室について整備している。ただし、講義室等については、キャンパスにより、老朽度、狭隘度などに格差が生じており、耐震診断調査及び定期点検を実施して、計画的に改修を進めているが、さらなる改善が必要である。また、自主的な学習環境も整備している。

学外との接続速度の高速化を図るとともに、小金井・府中両キャンパス間を光ファイバで結んで、ギガネットワークによる高速高品質な基幹ネットワークを構築している。利用者は部屋内の情報コンセント、無線LANを通して、ネットワークに容易に接続することができる。

研究室等に必要台数のPCを整備しているほか、メンテナンス及びセキュリティ管理を実施している。また、

eラーニング環境も着実に整備している。

学内施設・設備について、運用方針を明確に規定しており、オリエンテーション等を通して、大学構成員に関係資料を配布し周知しているほか、web上でもその運用方針等を公表している。

図書館では、図書 495,022 冊、雑誌 12,179 タイトルを整備し利用できるほか、Web から電子ジャーナル等への文献検索が可能である。図書等の資料は、各キャンパスの図書委員会が教職員の意見や教育課程に応じて整備しており、学生のリクエストを取り入れ、その意見を反映する制度もある。また、図書館資料の学内・学外への貸出も活発に行われている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成 12 年度から大学活動に係るデータ・資料の収集及び蓄積を実施しており、平成 16 年度には、大学全体としてのデータ収集・管理体制を整備した。ただし、ほとんどのデータ等が紙媒体であるため、平成 21 年度までの各種情報システムのデータベース化に対応した電子媒体による蓄積・整理が必要である。

学生の授業評価、学生生活実態調査、「学長と学生との懇談会」における意見聴取等の結果を、自己点検・評価に反映させるシステムとなっている。また、卒業（修了）生に対するアンケート、就職先等の関係者からの意見聴取を実施し、その結果は、教育改革検討委員会、自己点検・評価小委員会等における自己点検・評価に反映している。

全学計画評価委員会、全学自己点検・評価小委員会を設置し、自己点検・評価に基づき、改善を実施するシステムを整備した。教育部会、大学教育センターは、教育評価の結果を改善に結びつける機能をはたしている。また、教育改革検討委員会及び大学改革検討 WG により、それぞれ教育課程の見直し、教育組織の改革について検討した。

大学教育センターでは教員・学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は個々の教員へフィードバックしており、教授会等を通して内容等を説明している。ただし、その改善状況を確認するシステムを整備する必要がある。

また、大学教育センターでは、教育内容の改善を図るため、優れた教育手法を学内に広める方策を講じ、FD を積極的に推進している。FD 活動は教育の質の向上に結びついており、授業評価アンケート結果等から把握することができる。平成 17 年度から、全学的な教育改善活動推進するため、「教育改善支援プログラム」を募集し実施している。また、大学教育センター等が企画した、事務職員や技術職員に対するセミナーや研修会などにより、その資質の向上を図るための取組を適切に行っている。

基準 10 財務

平成 16 年 4 月からの国立大学の法人化に伴い、新たな会計基準が導入され、本基準によると、本学の財務状況は、(1) 大学の目的に沿った十分な資産を有しており、(2) 利息を伴った返済を要する債務は極めて小さく健全であり、(3) 教育研究活動に必要な資産を更に獲得する余地は十分にあることから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務は過大ではないと判断する。

また、本学は国立大学法人であり、国からの運営費交付金に大きく依存しているが、安定した増加傾向の自己収入を得ており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

本学においては中期目標に沿った中期計画が立案されており、当該計画については、中期目標期間中の収支に係る計画も含めて策定され、本学 Web サイト上で広く一般に公開されているところから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

収支状況については、平成 17 年度に損益計算上では、323 百万円の収益が上がっており、また、会計基準に基づき作成した決算報告書に対して適切な債務補正した収益においても、167 百万円の利益となっており、支出超過とはなっていないと判断する。

予算配分の状況については、支出予算の 67%を教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に配分されており、本学の経営資源は、大学の主業務である教育研究活動に適切に配分されていると判断する。

平成 17 年度の財務諸表等は、文部科学大臣承認を受け次第、本学の Web サイト上に公表するとともに、官報に掲載する予定であるので、適切な形で公表していると判断する。

本学は、中央青山監査法人による外部監査を受けており、同法人からの監査報告書については、本学の監事も監査の方法及び結果を相当として認めている。また、監事等による内部監査も行われており、本学の財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を整備しており、適切な規模と機能を持っている。また、学長のリーダーシップのもとに役員会主導の戦略的な大学運営を推進するために、4 名の理事が副学長を兼務し業務を所掌する体制が整備されている。また、これらの組織を支援する事務組織については、理事が直接分掌する新しい体制をとるとともに、グループ・チーム制を採用し柔軟な業務運営を行うために必要な職員を配置しており、グループ・チーム制が適切に機能しているかについても 1 年後に検証し、必要に応じて見直している。また、学生及び学外関係者のニーズを定期的に把握し、そのニーズを適切に管理運営に反映するシステムに加えて、教職員についても、ニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映できる制度を整備し、試行を開始している。

監事による監査結果は学長に報告され、改善すべき事項について改善措置が講じられている。また、監事は大学運営について、必要な提言を行っており、適切な役割を果たしている。管理運営を担当する役員、教職員に対する研修、セミナー等を組織的に実施しており、資質の向上のための取組を組織的にしている。管理運営に関する方針を明確に定めており、学内の諸規程を整備している。また、管理運営に関わる委員や役員の選考等についても規定し、Web 上で明確に示している。大学の目的、計画等に関するデータ・情報を蓄積し、Web 上で公表している。また、大学の構成員が必要に応じてアクセス可能なシステムを構築しており、機能している。本学の外部評価は、平成 8 年度から平成 11 年度にかけて、各部局において実施し、平成 16 年度以降、全学計画評価委員会が企画、実施することとなっている。また、評価結果をフィードバックして、改善に結びつけるシステムを整備しており、システムは機能している。